

(陳受27第12号)

多選自肅条例をみずから破った現埼玉県知事の辞職を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成27年12月7日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

かねてより、多選による悪政が全国的に危惧され、地方公共団体の首長が、自身の身の潔白をアピールするために、そろって多選自肅条例を制定している。その中に、現埼玉県知事がいる。ところが、気まぐれで現埼玉県知事みずから当該条例を破り、再選してしまった。

このままでは、埼玉県のみならず、東京都を含む日本全国の政治家の言動または条例等の規則に対する、住民からの信頼を著しくじゅうりんしてしまう。さらに、埼玉県の行政はもとより、埼玉県民への全国からの冷たい視線が注がれ、埼玉県の活力が減殺され、社会的地位も失墜してしまう。そして、全国的に、あらゆる首長は、4選目から不正を働き始める傾向にある。

埼玉県民の活力及び社会的地位の回復並びに埼玉県のみならず、東京都を含む日本全国の地方公共団体の行政の健全化のためにも、子どもたちの明るい未来のためにも、日本の平和のためにも、みずから制定した条例をないがしろにし、埼玉県のみならず、東京都を含む日本国民の信頼をことごとく裏切った、現埼玉県知事の速やかな辞職が必要である。

以上の趣旨から、下記のことについて陳情する。

記

自分自身で制定した多選自肅条例をみずから破った現埼玉県知事（上田清司知事）の辞職を求める意見書を、埼玉県に対し提出すること。